

(趣旨)

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)に定めがあるもののほか、宅地造成等工事規制区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(以下「工事」という。)その他の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(令6条例45・一部改正)

(許可工事等の取止め等)

第2条 工事主は、法第12条第1項の許可を受けた工事、法第15条第1項の協議が成立した工事及び法第16条第1項の許可を受けた工事(同条第3項において準用される法第15条第1項の工事を含む。)(以下これらを「許可工事等」という。)を中止し、取り止め、又は再開しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(令6条例45・一部改正)

(工事の一部完了検査)

第3条 工事主は、許可工事等の一部が完了したときは、図面を添付して一部完了検査申請書を市長に提出し、工事の一部完了検査を受けることができる。

2 市長は、前項の検査の結果、当該工事が法第13条第1項の規定に適合していると認めたときは、一部完了検査済証を工事主に交付するものとする。

(令6条例45・旧第5条繰上・一部改正)

(緊急措置)

第4条 工事主は、工事により災害の発生又は他に危害を及ぼすおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(令6条例45・旧第6条繰上・一部改正)

(手数料)

第5条 法第12条第1項の許可の申請をしようとする者は、その申請をする際、別表に定めるところにより手数料を納めなければならない。

2 法第16条第1項の許可の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、次に掲げる額を合算した額の手数料を納めなければならない。ただし、その額が728,000円(同項に規定する土石の堆積に関する許可の申請をしようとする場合にあっては、156,000円)を超えるときは、728,000円(当該場合にあっては、156,000円)とする。

(1) 工事の設計の変更(次号の変更のみに該当する場合を除く。)

変更前の盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積(当該面積を減少させる場合にあっては、減少後の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

(2) 盛土、切土又は土石の堆積をする土地の追加に関する設計の変更

追加される盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積に応じ前項に規定する額

(3) その他の変更 10,000円

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(令6条例45・旧第7条繰上・一部改正)

(手数料の減免)

第6条 市長は、申請が次の各号のいずれかに該当するときには、当該各号に定めるところにより手数料を減免することができる。

(1) 公共団体、公益財団法人その他これに類する者が申請するとき 全額免除

(2) 公益上の必要があつて、市長がやむを得ないと認めた工事について申請するとき 市長が定める額の免除

(3) 災害その他特別の事由があつて、市長がやむを得ないと認めた工事について申請するとき 市長が定める額の免除

2 前項に規定する手数料の減免を受けようとする者は、当該申請の際に、併せて、その旨を市長に届け出なければならない。

(令6条例45・旧第8条繰上)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令6条例45・旧第9条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例に相当する名古屋市宅地造成等規制法施行細則(昭和38年名古屋市規則第105号。以下「旧規則」という。)の規定により提出されている協議書、届及び申請書は、それぞれこの条例の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例に相当する旧規則の規定により設置されている標示板は、この条例の相当規定により設置されたものとみなす。

附 則(平成20年条例第50号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条に規定する特例財団法人(同法第131条第1項の規定により同法第45条の認可を取り消されたものを除く。)については、公益財団法人とみなして、第8条の規定を適用する。

附 則(令和6年条例第45号)
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月19日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定(「宅地造成工事規制区域内」を「宅地造成等工事規制区域内」に、「宅地造成に」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に」に改める部分を除く。)、第2条の改正規定(「造成主」を「工事主」に改める部分を除く。)、第5条第2項の改正規定(「造成主」を「工事主」に改める部分を除く。)、第7条第1項の改正規定及び同条第2項本文の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制及び手数料については、なお従前の例による。
(新条例第2条等の適用に関する特例)

- 3 この条例の公布の日から施行日の前日までの間におけるこの条例による改正後の名古屋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(以下「新条例」という。)第2条、第5条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定の適用については、新条例第2条中「法第12条第1項」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(以下「旧法」という。)第8条第1項本文」と、「法第15条第1項」とあるのは「旧法第11条」と、「法第16条第1項」とあるのは「旧法第12条第1項」と、新条例第5条第2項中「法第13条第1項」とあるのは「旧法第9条第1項」と、新条例第7条第1項中「法第12条第1項」とあるのは「旧法第8条第1項本文」と、同条第2項中「法第16条第1項」とあるのは「旧法第12条第1項」とする。

別表
(令6条例45・全改)

工事をする土地の面積	盛土又は切土をする場合の金額	土石の堆積をする場合の金額
500平方メートル以内のもの	16,000円	13,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	28,000円	16,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	40,000円	19,000円
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	60,000円	23,000円
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	75,000円	33,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	100,000円	37,000円
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	157,000円	45,000円
20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	244,000円	62,000円
40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	389,000円	85,000円
70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	559,000円	127,000円
100,000平方メートルを超えるもの	728,000円	156,000円